

伊那市環境審議会 会議録要旨

会議名称	伊那市環境審議会
開催日時	令和4年1月12日(水) 14時00分～15時15分
開催場所	伊那市役所第1委員会室(2階)
出席者	委員 10名(欠席2名) 事務局 7名
会議進行等	進行:生活環境課長 1 開会(副会長) 2 あいさつ (1) 会長 (2) 市民生活部長 3 協議事項(進行:会長、説明:事務局) (1) 伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例(素案)について (2) その他 4 その他 5 閉会(副会長)

【要旨】

2 あいさつ

(1) 会長

前回に引き続き、太陽光発電設備等の設置に関する条例についての審議をお願いする。ごく最近、分割案件が他県で問題になっていた。それを見た時、全ての問題が今回制定する条例で起こらないというわけではないが、ガイドライン以上の強い拘束力があるし、伊那市の市政を市民の皆さんに伝えるためには大事なものになる。今回、オミクロン株が急速に広がっていることを受け、内容が重いものではあるが、効率よく進めていきたいと思う。

(2) 市民生活部長

昨年開催された環境審議会での説明をさせていただいた条例の素案について皆様からの意見をお伺いしたいと考えている。皆様からの意見を頂戴し、条例として仕上げていきたい。活発な議論と引き続きのご理解ご協力をお願いします。

3 協議事項

(1) 伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例（素案）について

【事務局】

資料に沿って説明

- ・第2条で定義を先に明記した。
- ・第9条第2項（5）において、第2種農地は判断基準がなく、時と場合によって該当したり等、特定ができないことから第2種農地を抑制地域から除外した。農業振興地域が広範囲なため、運用上は問題ない。
- ・第13条第2項の表記を丁寧にした。
- ・第17条第3項について、FIT認定を受けない場合もあることから「ただし～」以降の文言を追加した。
- ・資料No.3をみて現行ガイドラインと条例の違いを確認。
- ・資料No.4で禁止区域・抑制区域の範囲を確認。境界部においては禁止区域・抑制区域から外れている部分もあるかもしれないことを補足。
- ・資料No.2において、前回の環境審議会でいただいた意見の回答をした。
→特に、不作為行為について訴訟となった場合についての伊那市の対応として、「訴訟は受けざるを得ない」ということを明言した。

【委員】

第13条（同意）において、自治会等の長で判断をするのは難しいことではないか。営農型のソーラーシェアリングを手掛ける事業者の参入障壁が年々低くなっているところが気になる。

耕作放棄地を積極的に事業用地にすることについて、農振地域であっても特例で認められていくことが国で検討され、県でも積極的に検討されている話が出ていた。耕作放棄地を何とかしようとする中で、いざふたを開けてみたら転用されていたという事があり得る。許可の段階で、できれば「市長が特別に必要と認めるもの」や「農業センターの各地区の代表者」が説明会等の参加者として認めてもらえるようにしてほしい。

【事務局】

農地について地区だけで判断ができるかと言われればおっしゃるとおり難しい部分もある。代表に追加で市長の認める範囲で執権者の意見を伺う場面も必要かと思う。手続きを進めていく段階で事業者、住民と協議を進める中で必要なことは対応する。

【会長】

地区によって特性が違ったり、実際はいろいろなケースがある。窓口を作り、必要となり次第相談を受け付けるといったように運用上セットにした方がよい。「市長が必要と認めるもの」というのはあった方がいいと思う。

【委員】

資料No.1 第2条（6）において、施行を施工にすべきでは？

【事務局】

工事をする事業者のみであればおっしゃる通りだが、施行はコンサル等も含めているため、この表記にしている。

【委員】

農地転用について触れられていないが、どう考えているか。

【事務局】

事務上の手続きは市役所内で連携していく。転用が必要な土地であれば、事業者にご理解をいただいて担当部署へ案内するという対応を取りたい。

【委員】

転用については農業委員会を必ず通る。チェック機能も含め、事業者に周知する必要がある。

【会長】

誤解がないようにしっかり情報を公開しながら対応していくことになる。

【委員】

景観条例について主に市街地が対象になっている条例であるが、現実問題として数値化しづらい感情的なもので業者と地元の話し合いが平行線をたどるものがある。威圧感がある、パネルが嫌、人工物が近くにあるのが嫌だといったものが例として挙げられるが、そういったことについてどこかの条文で入ってくるとありがたいが、何か線引きといったようなものがあるのか。

【事務局】

実情では具体的な線引きはない。地元の反対理由も審査、確認事項になっている。地元の責務として具体的な反対理由を出してもらおうこととしているが、総合的に見て判断することになる。

【会長】

景観条例と整合性を取るなどして矛盾の無いように、双方の条例の関係性を紐解く必要がある。漏れがないようにしっかりやってもらいたい。景観については難しく、太陽光パネルは色や構造がだいたい決まっており、他の構造物と同じレベルで判断すべきでないと感じる。

【委員】

資料No.4の抑制地域（その他）において、前提条件が明確でないのでしっかり色分けをしてほしい。

【事務局】

その他の抑制区域について、色分けで落とし込むのは難しかった。今後の運用上ではわかるように整理する。

【副会長】

伊那市内はほぼ禁止区域と抑制区域であるという認識で良いのか。
ダム湖は抑制区域、禁止区域に該当しないのか。

【事務局】

全体的には禁止区域と抑制区域がほとんどを占めるという認識で問題ない。抑制区域に関しては、複数の抑制区域の境界等で該当しない部分も少しはある。
湖等は県立公園内にあるので当然抑制区域と扱う。

【副会長】

禁止区域にも抑制区域にも該当しない場合、今回の条例は対象外か。

【事務局】

禁止や抑制の対象外となるが、設置する場合は手続きが必要となる。

【委員】

第2条（3）ウに関して、個人や一般家庭で10kWに満たない太陽光発電設備を設置した場合でも対象になるか。

【事務局】

一般家庭のものでも対象になる。

【委員】

そうなれば、一般の人々はあまり認知する機会がないので周知しなければならない。

【会長】

その通りである。条文を見せられて理解できる人はなかなかいないと思うのでフローチャートが用意できるとよいのでは。

【委員】

「譲り受けた者は許可業者にあたる」とあるので、定義の「許可事業者」のなかに「譲り受けた者も含む」と加えた方が丁寧なのではないか。

【事務局】

検討する。

【委員】

だいたいの地主が高齢者ばかりな今、土地所有者が亡くなって相続人もおらず、整備もされずに荒れた場合どうなるか。

【事務局】

条例上では撤去をしてもらい、現状復旧することとなっている。最終的には事業者の責任で土地を更地にして返却という流れになる。

【会長】

事業者が倒産した場合はどうなるのか。条例で定めることではないかもしれないが、想定はしておかなければならない。

【事務局】

想定はされているが、悩ましい。

【委員】

第8条の禁止区域について但し書きがあるが、国や地方公共団体であれば設置できるという認識で良いか。

【事務局】

問題ない。公共的に行われる場合がもしかしたらあるかもしれないということで但し書きをさせてもらった。

【委員】

第7条土地所有者の責務が努力目標として定義されているわけだが、実行性が低いのではないかと感じる。最近の農地の所有者は認知力も低く、そのうち施設に入るような高齢者に責務を守れというのは厳しい。事業者は言葉巧みに賃貸契約をする。地権者以外が客観的に目に見えるようなものができるとうい。

【事務局】

地主がどのような人か、ということは関係各課で情報共有する。できる限り将来的なものも踏まえて確認したい。

【会長】

表現の仕方を弁護士の方等と相談するのがよい。

【委員】

第5条第2項の費用の確保について、誰が確認、担保するのか。

【事務局】

国のガイドラインで義務付けられており、事業者の自覚に委ねる形となる。市がどのように確認するかという点については、事業者の資金計画等で確認させていただく予定。今のところ規定がないので、運用上どうしていくかは検討する。

【会長】

市がやることではなく、国が担保してもらいたい気持ちが個人的にある。

【委員】

太陽光発電設備に設置する標識には現状だと維持管理責任者が明記されていない。非常に心配であるので、連絡先などを表示させるべき。

【事務局】

FIT 法改正後はきちんと明記するようにしているが、改正前にできた発電所は場合によって欠けている可能性がある。条例施行後、確認できるものについては指導をしていく。

【委員】

第 24 条について、許可取り消し後はどのような流れになるのか。

【事務局】

取り消し後については

- ・事業者による撤去、原状回復
- ・適正な手続き後、再度申請して事業を再開する という 2 パターンがある。

【委員】

そもそも許可を受けていない事業に対して、設置工事を停止させるだけでいいのか。

【事務局】

一旦事業を止めてもらい、どんな対応を取っていくのかという事を決め、その方針に従っていただくというものになる。ここでは事業を一旦止めるという事を規定している。

【会長】

許可を受けずに事業を行っていた、というのは大きい違反になると思う。罰則が規定されていたと思うが。

【会長】

伊那市の条例は先行事例となっており、かなり厳しめなものだと思う。地域としてどういう方向性を持ってやっていくといいのか、という国として刺激を受けるものになる。個人的に期待をしている。できたから終わりというわけではない。

(4) その他

なし

4 その他

【事務局】

本日の審議会でも頂いた意見を基に整備を進める。今月中に庁内で条例の審査をし、3月の議会で提案をする。条例（案）ができれば委員の皆様へお送りをする。附則の施行について、事業者への経過措置を考えている。設定の仕方を弁護士へ相談しているところである。そういったことを踏まえて正式な文面になっていくと思われるが、最終的な判

断はこれからという事になる。

【会長】

市民の方々がわかりやすいパンフレット、ホームページ掲載などやってもらいたい。
その検討を今後のスケジュールに組み込んでほしい。